

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件

(平成二十四年六月十八日経済産業省告示第三百三十九号)

最終改正 平成二十八年三月三十日経済産業省告示第九号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を次のように定めたので、同法第三条第六項の規定に基づき、告示する。

1 平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号。以下「法」という。)第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容(当該接続に係る再生可能エネルギー発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所並びに次の表の第三号から第十五号に掲げるものにあつては、当該申込みを撤回した場合にその

相手方である電気事業者が当該申込みの内容の検討に要した費用について、当該申込みを行った者が支払うことに同意する旨の内容を含むものに限る。以下同じ。）を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定のうちいずれか遅い方の行為が行われた場合における当該行為に係る再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第二条各号に定める設備の区分等をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	四十二円	十年間
二	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備	三十四円	十年間

	三	四	五
<p>の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>	<p>太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの</p>	<p>風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの</p>	<p>風力発電設備であって、その出力が二十キ</p>
	<p>四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十二円に消費税及び地</p>
	<p>二十年間</p>	<p>二十年間</p>	<p>二十年間</p>

	<p>ロワット以上のもの</p>	<p>方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	
六	<p>水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの</p>	<p>三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
七	<p>水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの</p>	<p>二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
八	<p>水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの</p>	<p>二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
九	<p>地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット未満のもの</p>	<p>四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額</p>	<p>十五年間</p>

		を加えて得た額	
十	地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット以上のもの	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
十一	バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十三	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて	二十四円に消費税及び地	二十年間

	<p>生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第十一号、前号及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）</p>	<p>方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	
<p>十四</p>	<p>建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第十一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）</p>	<p>十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>十五</p>	<p>一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第十一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備</p>	<p>十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>備考</p> <p>一 中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p>			

二 下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。

三 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

四 施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。

五 木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

六 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る

契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定（認定発電設備の大幅な出力の変更（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）を受けた場合にあつては、当該変更の認定。）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

			再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十八円			十年間
二	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備	三十一円			十年間



	<p>の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>		
三	<p>太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの</p>	<p>三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
四	<p>風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの</p>	<p>五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
五	<p>風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの</p>	<p>二十二円に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>

	<p>ロワット以上のもの</p>	<p>方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	
六	<p>水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの</p>	<p>三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
七	<p>水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの</p>	<p>二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
八	<p>水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの</p>	<p>二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
九	<p>地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット未満のもの</p>	<p>四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額</p>	<p>十五年間</p>

		を加えて得た額	
十	地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット以上のもの	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
十一	バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十三	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて	二十四円に消費税及び地	二十年間

	<p>生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第十一号、前号及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）</p>	<p>方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	
<p>十四</p>	<p>建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第十一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）</p>	<p>十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>十五</p>	<p>一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第十一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備</p>	<p>十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>備考</p> <p>一 中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p>			

二 下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。

三 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

四 施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。

五 木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

六 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

3 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る

契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定（認定発電設備の出力の変更であつて、当該変更が十キロワット以上かつ当該認定発電設備の出力の二十パーセント以上のもの（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）に限る。）を受けた場合にあつては、当該変更の認定。ただし、施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる設備であつて、平成二十七年二月十五日から平成二十七年三月三十一日までの間において、法第六条第四項に規定する変更の認定（施行規則第十条第一項第二号に掲げる変更（施行規則第二条第三号に掲げる設備について、太陽電池の、製造の事業を行う者若しくは種類の変更又は変換効率を引き下げる変更（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。）に限る。）又は施行規則第十条第一項第三号に掲げる変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該認定発電設備の出力の二十パーセント未満である場合、施行規則第二条第一号若しくは第二号に掲げる設備についてその出力の変更後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該電気事業者による接続の検討の結果出力を変更しなければならない場合を除く。）に限る。）を受けた場合にあ

つては、当該変更の認定。）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格は、前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十七円	十年間
二	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気	三十円	十年間

	<p>が電気事業者に対する再生可能エネルギー 電気の供給量に影響を与えているものに限 る。）</p>		
三	<p>太陽光発電設備であって、その出力が十キ ロワット以上のもの</p>	<p>三十二円に消費税及び地 方消費税の額に相当する 額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
四	<p>風力発電設備であって、その出力が二十キ ロワット未満のもの</p>	<p>五十五円に消費税及び地 方消費税の額に相当する 額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
五	<p>風力発電設備であって、その出力が二十キ ロワット以上のもの（次号に掲げるものを 除く。）</p>	<p>二十二円に消費税及び地 方消費税の額に相当する 額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
六	<p>洋上風力発電設備であって、その出力が二</p>	<p>三十六円に消費税及び地</p>	<p>二十年間</p>



	十キロワット以上のもの	方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
七	水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
八	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの	二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
九	水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

				十一
				水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）
				二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
				二十年間
		十二		
		特定水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
				十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
				二十年間
		十三		
		地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット未満のもの		
				四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
				十五年間
十四				
地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット以上のもの				
				二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
				十五年間

<p>十五 バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備</p>	<p>三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>十六 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）</p>	<p>三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>十七 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第十五号、前号及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）</p>	<p>二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>

十八	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第十五号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十九	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第十五号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考	<p>一 中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p> <p>二 下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。</p> <p>三 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。</p>		

四 施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。

五 木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

六 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

4 平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日までの間において、施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る法第三条第二項に規定する特定供給者（以下「特定供給者」という。）による当該電気事業者との法第五条第一項の接続に係る契約の締結の日（当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面が当該電気事業者により平成二十七年三月三十一日までに受領されている場合を除く。次項及び第七項において同じ。）又は法第六条第四項に規定する経済産業大臣の変更

の認定（当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前の変更（施行規則第十条第一項第二号に掲げる変更（施行規則第二条第三号に掲げる設備について、太陽電池の、製造の事業を行う者若しくは種類の変更又は変換効率を引き下げる変更（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。）に限る。）又は施行規則第十条第一項第三号に掲げる変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該認定発電設備の出力の二十パーセント未満である場合、施行規則第二条第一号若しくは第二号に掲げる設備についてその出力の変更後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該電気事業者による接続の検討の結果出力を変更しなければならない場合を除く。）に限る。）又は当該起算日以後の変更（施行規則第十条第一項第三号に掲げる変更（平成二十七年三月三十一日までに当該変更の認定を申請した場合、施行規則第二条第一号若しくは第二号に掲げる設備についてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は出力を減少させる変更である場合を除く。）に限る。）に係る認定をいう。次項及び第七項において同じ。）の日のうちいずれか遅い日が属する場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再

生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一 太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十三円	十年間
二 太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギーの供給量に影響を与えているものに限る。）	二十七円	十年間

<p>三 太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの</p>	<p>二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>備考</p> <p>一 中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p> <p>二 下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。</p> <p>三 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。</p> <p>四 施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。</p> <p>五 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー</p>		



―電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

六 施行規則第六条第一項第三号に規定する出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格に二円を加えた額とする。

5 平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る特定供給者による当該電気事業者との法第五条第一項の接続に係る契約の締結の日（当該特定供給者の責に帰すべき事由によらず、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあつては、当該経過した日）又は法第六条第四項に規定する経済産業大臣の変更の認定の日のうちいずれか遅い日が属する場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
-------------------	------	------

一	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十三円	十年間
二	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギーの供給量に影響を与えているものに限る。）	二十七円	十年間
三	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する	二十年間

額を加えて得た額

備考

- 一 中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
- 二 下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。
- 三 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。
- 四 施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。
- 五 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

六 施行規則第六条第一項第三号チに規定する出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格に二円を加えた額とする。

6 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、再生可能エネルギー発電設備（施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる設備を除く。）に係る法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定（認定発電設備の出力の変更であつて、当該変更が十キロワット以上かつ当該認定発電設備の出力の二十パーセント以上のもの（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。以下「大幅な出力変更」という。）又は施行規則第二条第十六号若しくは第十七号に掲げる設備の出力の変更（大幅な出力変更を除く。）であつて、施行規則第十條第一項第四号に掲げる変更を伴うものに限る。）を受けた場合にあつては、当該変更の認定。第八項において同じ。）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ

同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

				再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間			
二	風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間			
三	洋上風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間			
四	水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する	二十年間			

<p>除く。)</p>	<p>額を加えて得た額</p>	
<p>五 特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの</p>	<p>二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>六 水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>七 特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの</p>	<p>二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>八 水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>

九	<p>特定水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの</p>	<p>十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
十	<p>地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット未満のもの</p>	<p>四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>十五年間</p>
十一	<p>地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット以上のもの</p>	<p>二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>十五年間</p>
十二	<p>バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備</p>	<p>三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
十三	<p>森林における立木竹の伐採又は間伐により</p>	<p>四十円に消費税及び地方</p>	<p>二十年間</p>

<p>発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であつて、その出力が二千キロワット未満のもの</p>	<p>十四 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であつて、その出力が二千キロワット以上のもの</p>	<p>十五 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて生じるバイオマス（当該農産物に由来する</p>
<p>消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する</p>
<p>二十年間</p>	<p>二十年間</p>	<p>二十年間</p>



			ものに限る。)を電気に変換する設備(第十二号から前号まで及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。)		額を加えて得た額	
十六	建設資材廃棄物を電気に変換する設備(第十二号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)		十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		二十年間	
十七	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第十二号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備		十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		二十年間	
備考	<p>一 下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。</p> <p>二 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電さ</p>					

れた電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

三 木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

四 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

7 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る特定供給者による当該電気事業者との法第五条第一項の接続に係る契約の締結の日（当該特定供給者の責に帰すべき事由によらず、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあつては、当該経過した日）又は法第六条第四項に規定する経済産業大臣の変更の認定（平成二十八年八月一日以降に当該接続に係る契約を締結する者であつて、同日以

降に当該変更の認定を申請するものについては、認定発電設備の出力を増加させる場合に限る。）の日のうちいずれか遅い日が属する場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の規定の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十一円	十年間
二	太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給	二十五円	十年間

<p>される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。)</p>		
<p>三 太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの</p>	<p>二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>備考</p> <p>一 中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p> <p>二 下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。</p> <p>三 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。</p>		

- 四 施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。
- 五 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。
- 六 施行規則第六条第一項第三号に規定する出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格に二円を加えた額とする。

8

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、再生可能エネルギー発電設備（施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる設備を除く。）に係る法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄

及び下欄に掲げるとおりとする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	洋上風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げ	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

				るものを除く。)
五	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの	二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
六	水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
七	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
八	水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	

十三	十二	十一	十	九
森林における立木竹の伐採又は間伐に	バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備	地熱発電設備であつて、その出力が一 万五千キロワット以上のもの	地熱発電設備であつて、その出力が一 万五千キロワット未満のもの	特定水力発電設備であつて、その出力 が千キロワット以上三万キロワット未 満のもの
四十円に消費税及び地方	額を加えて得た額 方消費税の額に相当する	額を加えて得た額 方消費税の額に相当する	額を加えて得た額 消費税の額に相当する額	額を加えて得た額 消費税の額に相当する額
二十年間	二十年間	十五年間	十五年間	二十年間



	<p>より発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの</p>	<p>消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	
<p>十四</p>	<p>森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの</p>	<p>三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
<p>十五</p>	<p>木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に</p>	<p>二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する</p>	<p>二十年間</p>

	<p>由来するものに限る。)を電気に変換する設備(第十二号から前号まで及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。)</p>	<p>額を加えて得た額</p>	
十六	<p>建設資材廃棄物を電気に変換する設備(第十二号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)</p>	<p>十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	二十年間
十七	<p>一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第十二号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備</p>	<p>十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	二十年間
<p>備考</p> <p>一 下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。</p>			

二 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

三 木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

四 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

## 附 則

（補助金の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格）

1 補助金（地域新エネルギー等導入促進対策費補助金、新エネルギー等事業者支援対策費補助金、新エネルギー事業者支援対策費補助金及び中小水力・地熱発電開発費等補助金に限る。以下この項及び次項において同じ。）の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備（附則第三項に規定する特例太陽光

発電設備を除く。)に係る調達価格は、本則の規定にかかわらず、本則に規定する調達価格から次の算式により算定した額を減じた額とする。

$$B \cdot (A \times Y)$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該設備の供給に係る再生可能エネルギー電気の一年当たりの発電見込量

B 補助金の交付額

Y 当該設備に係る調達期間

2 補助金の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備について、当該補助金に係る交付要綱等に基づき当該補助金を返還した場合には、その旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合は、当該申出に係る再生可能エネルギー発電設備に適用される調達価格を附則第一項の規定に基づき算定した額とし、当該調達価格を当該申出を行った者に通知するものとする。

(法の施行の日前に発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間)

4 法の施行の日（平成二十四年七月一日）前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（次項に規定する特例太陽光発電設備を除く。）に係る調達期間は、本則の規定にかかわらず、本則に規定する調達期間から、発電開始日（試運転を終えた後に再生可能エネルギー電気の発電を開始した日をいう。）から同法の施行の日（平成二十四年七月一日）までの期間に相当する期間を除いた期間とする。

（特例太陽光発電設備に係る調達価格等）

5 法附則第六条第一項の規定により同法第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電に係る太陽光発電設備（以下「特例太陽光発電設備」という。）であつて、平成二十三年三月三十一日までに当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の買取りを一般電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。次項において同じ。）に申し込んだものに係る同法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四条第一項の特例太陽光価格及び同法第三条の規定（調達期間に係る部分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める期間（以下「特

例太陽光調達期間」という。）は、本則の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

設備の区分等	特例太陽光価格	特例太陽光調達期間
一 住宅用太陽光発電設備（太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満であり、かつ、低圧で受電している施設等に設置されているものをいう。以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。）	四十八円	十年間
二 住宅用太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可	三十九円	十年間

備考	<p>能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>	<p>三 住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>四 住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>
	<p>二十四円</p>	<p>二十円</p>	<p>十年間</p>
	<p>十年間</p>		

- 一 中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
- 二 下欄に掲げる調達期間は、特例太陽光発電設備により発電された電気の買取りが開始された日を起算日とする。
- 三 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。
- 四 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

6 特例太陽光発電設備であつて、平成二十三年四月一日から平成二十四年六月三十日までに当該特例太陽

光発電設備を用いて発電された電気の買取りを一般電気事業者に申し込んだものに係る特例太陽光価格及び特例太陽光調達期間は、本則の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる設備の区分等に応じ、それぞれ



れ同表の中欄及び下欄のとおりとする。

<p>設備の区分等</p>	<p>特例太陽光価格</p>	<p>特例太陽光調達期間</p>
<p>一 住宅用太陽光発電設備（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>四十二円</p>	<p>十年間</p>
<p>二 住宅用太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>	<p>三十四円</p>	<p>十年間</p>
<p>三 住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金受給設備等（新工</p>	<p>四十円</p>	<p>十年間</p>

<p>エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受けて設置されたもの又は平成二十三年四月一日から平成二十四年六月三十日までの間に新たに設置されたことが確認されないものをいう。以下同じ。）ではないもの（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>四 住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であつて、補助金受給設備等ではないもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電</p>
	<p>三十二円</p>
	<p>十年間</p>

<p>気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>	<p>五 住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であつて、補助金受給設備等であるもの（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>二十四円</p>	<p>十年間</p>
<p>六 住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であつて、補助金受給設備等であるもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限</p>	<p>二十円</p>	<p>十年間</p>	

る。)

備考

- 一 中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
- 二 下欄に掲げる調達期間は、特例太陽光発電設備により発電された電気の買取りが開始された日を起算日とする。
- 三 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。
- 四 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

附 則（平成二五年三月二九日経済産業省告示第七九号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日経済産業省告示第六九号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年一月二十二日経済産業省告示第五号）

この告示は、平成二十七年二月十五日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日経済産業省告示第四十二号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。  
（この告示の施行の日前に認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等）
- 2 この告示の施行の日（平成二十七年四月一日）前に法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定を受けた場合にあつては、当該変更の認定。）を受けた再生可能エネルギー発電設備であつて、施行規則第二条第十六号又は第十七号に掲げる設備に係る調達価格は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、それぞれ第六項第十三号又は第十四号の中欄に掲げる調達価格とする。
- 3 前項に掲げる設備に係る調達期間は、本則の規定にかかわらず、本則に規定する調達期間から、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日からこの告示の施行の日（平成二十七年四月一日）までの間に相当する期間を除いた期間とする。

附 則（平成二十八年三月三十日経済産業省告示第百九号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。